

令和2年12月1日

守谷市議会議長 高橋 典久 様

請 願 者

住 所 茨城県守谷市〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 長谷川 恵理子

子育て環境に改善に関する陳情

【陳情の趣旨】

守谷市における子育て環境を改善するために、下記事項につき貴議会において採択され、実現に向け市に働きかけていただきたく陳情いたします。

- (1) 認可保育園の防犯対策の強化のため、認可基準に防犯対策に関する事項を追加すること、及び防犯対策にかかる費用を各保育園に補助すること。
- (2) 認可保育園が徴収する保育料以外の保護者負担について廃止及び制限すること。
- (3) 子どもの医療費について自己負担を無償とすること。

【陳情の理由】

- (1) 守谷市においては、茨城県より「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）」第2条7の3の欄第5号の規定により、保育園の設置の認可に関する権限を委譲されているところ、市内認可保育園の一部において、防犯対策がなされておらず、園児の安全安心な生活上、重大な問題がある状態である。

県外及び県内他市の多くの保育園では、児童を対象とした犯罪が多発している現状から、送迎の保護者ごとにカードキーやIDパス等を渡して厳重に入園管理をしていたり、常時施錠により入退室管理の徹底等セキュリティ対策を強化している。しかし市内一部保育園においては、常時無施錠でIDパス等もなく、出入口付近に保育者等はおらず、関係者以外も自由に出入りできる状態である。防犯カメラがあるといえども、保育者は来園者の確認をしていないため、不審者が容易に園内へ侵入し、園児たちのいる保育室の中に立ち入ることができる。また保護者の祖父母の顔写真提供について求められないため、お迎えの際に祖父母であると言えただれでも侵入できてしまう。これではセキュリティに関する意識が欠如していると言わざるを得ない。このような状態では、いつ園児を被害者とする犯罪が発生してもおかしくないため、早急な対応が必要である。

厚生労働省の告示した「保育所保育指針（平成29年厚生労働省令第117号）」においては、事故防止及び安全対策の一環として、「外部からの不審者等の侵入防止のた

めの措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。」と規定されている。しかし、県内の児童福祉施設に関する基準を定める「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第61号)」では、「児童福祉施設の設定構造は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止を十分に考慮して設けられなければならない。」という規定にとどまっている。県条例の最新の改正は平成31年であるが、安全対策の基準については、厚生労働省令に定める保育指針を反映しているとは言えない。児童福祉施設の最低基準として、外部からの侵入防止策を義務付けるべきである。

上記のように、既に不審者が犯罪を実行するため下見を行っているおそれがある中で、毎日子どもを預けなくてはならない不安な現状を、一刻も早く改善するため、保育園が防犯設備を設置する等、セキュリティ対策を実施することを義務付けること、及びその費用を補助することを求める。

- (2) 守谷市内には保育園が十分あるとは言えず、各保護者は勤務時間や通勤時間と、保育園の立地等の条件を衡量し、少ない選択肢中で保育園を選ばなければならない状態である。そのため、保護者は、保育園が徴収する保育料以外の費用負担につき、その額や内容に納得がいかなくとも、当該保育園を選択せざるを得ないという状況が生じている。

実際に市内の保育園では、規定されている保育料のほかに、保育園の独自の運営費、ふとん乾燥費、教材費、保護者会費等の名目で費用を徴収していることが多い。保育園独自の裁量で徴収している費用は、保育園を利用する保護者にとって、当該サービスを利用するか否かの選択権なく支払いを強制されることとなり、大きな負担となっている。

例えば、現在利用している認可保育園では、保育時間内には一切仕様しない絵本を強制的に購入させられている。これは、保育園及び関連事業者の利益追求のみが目的の行為で、本来委託している保育とは無関係であり、保育園利用者の意思に反して売買契約を強制的に締結させていることにほかならず、妥当とは言えない。

また、ふとん乾燥費については、各保育園によって徴収金額や実施回数は多少異なるが、おおよそ月に1~2回実施し、数百円の費用を保護者に負担させている。しかし、ふとん乾燥とはどのような行為を実施しているのか十分説明されないうえに、基本的に当該サービスを利用するかしないかの選択権は保護者にない。各保護者が毎週ふとんを持ち帰ることを強制されており、その際に洗濯を実施している家庭が多いであろうにもかかわらず、業者に委託してまで月に一度ふとん乾燥を行うことに、どれほどの意義があるのか疑問である。

こういった保育料以外に徴収されている費用については、保護者に対して十分な説明や、当該サービスを利用するか否か選択権が与えられていない状況である。本来保育料の範囲内で行われるべき保育事業を、保育料の範囲内で行えないのはなぜか。保育料の範囲内で事業を実施するのが通常であるところ、安易に保護者から運営費や教材費を徴収することになってはいないか。費用負担が生じるとしてもその額及び内容は適正なものか等について十分な検討がなされていないと思われる。

上記のとおり、利用者の意思に反しサービスを契約させていると言える実態は公序良俗に反し、また守谷市内では希少な認可保育園という優越的立場を利用した権限濫用にあたるのではないかとと思われるため、早急に現状を調査し、廃止及び制限することを求める。

- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中、新型コロナウイルスとの共存が不可欠な状況となっている。感染拡大防止のために、感染の早期発見が求められており、そのためには医療機関を受診しやすい環境を整えることが必要である。守谷市では、子どもの医療費負担につき月1回の受診ごとに600円の自己負担を求められ、月に2回の受診までは自己負担が発生する。『第二次守谷市総合計画 後期基本計画』中、子育て支援の充実の項目中でも、医療費負担を含め保護者の経済的負担を軽減するとしている。

他県、県内他市においても、子どもの医療費自己負担を無償とする自治体がある中で、当市の最大月に1,200円の自己負担というのは大きすぎる。子どもは大人より頻繁に風邪をひき体調を崩すうえ、多子世帯も多いのであるから、一人あたり月に最大1,200円といえども大きな負担となる。厚生労働省が行った「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査(平成30年4月1日時点)」において約1,700の市区町村のうち、通院については約1,100の市区町村において自己負担無償となっている。これほど多くの市区町村が自己負担無償としている中で、当市において1回の受診で600円を負担させているというのは、非常に劣った子育て環境であると言え、定住人口の確保や企業誘致促進といった観点、及びまち・ひと・しごとの創生といった観点から大きな支障となると考えられるため、早急に改善すべきである。

さらに、昨今のコロナ渦の中、医療機関の受診の必要性が高まっているのであるから、子どもを持つ保護者が経済的負担から医療機関を受診できないといったことがなくなるよう、安心して暮らせるまちづくりのためにも、一刻も早く速やかに子どもの医療費負担を無料とすることを求める。

上記のとおり陳情いたします。